

会 議 録

会 議 名 平成 22 年度第 4 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 23 年 2 月 17 日（木） 午後 2 時
開催場所 北杜市役所 大会議室
出席者 委員 20 名 副市長 事務局 4 名 計 25 名
委 員： 篠原義典、植松好義、高橋勝彦、浅川力、小原つや子、山口博、長坂茂、
浅川健一、進藤俊幸、大友哲、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、田中勝海、
谷戸嘉一、清水正之、名取千裕、日向征史、藤原保、保坂悟
事 務 局： 比奈田市民部長、赤岡市民課長
国保年金担当 進藤、加藤

議 題

- 1) 平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 2) 平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について
- 3) 保険税改正について
- 4) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 1 名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

- ・会議出席のお礼

2. 会長あいさつ

- ・平成 22 年度第 4 回の北杜市国民健康保険運営協議会の開催にあたりご出席いただきありがとうございます。本日の案件につきましては、過日事務局より送付された平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、また平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について、そして保険税改正についての 3 案件を皆様に審議していただくわけですが、この国保運営につきましては、委員の皆様もご承知のとおりだと思いますが、ここ数年は繰越金減少や財政調整基金を取り崩しての厳しい運営状況となっております。北杜市のみならず県下各自治体もこの国保運営に関しては大変であるという話しも聞いております。そのような中で、国の方針でもあります国保の広域化に向けて、山梨県でも第 1 次広域化支援方針が策定され、目標収納率を達成した自治体には特別調整交付金の加算という内容も盛り込まれているようです。北杜市としても是非加算されるよう期待したいと思いま

す。この目標収納率について北杜市は92%となっているようです。今年度この数値を達成し是非交付金が加算され、国保の財政安定化に向けた取り組みに期待したいと思えます。

本日の会議は、皆様の忌憚のない意見をいただき、議事が進むようご協力をお願いしあいさつに代えさせていただきます。

3. 市長あいさつ

(事務局)

- ・運営協議会開催にあたりまして市長よりあいさつをお願いいたしますが、市長は公務のため本日は副市長をお願いいたします。

(副市長)

- ・紹介をいただきました副市長の三井でございます。本日は大変ご多用の中をこの国保運営協議会にご出席をいただきありがとうございます。皆様方には日ごろから市政の推進にご理解とご協力をいただいております。また特にこの国保事業の運営につきましても大所高所からいろんなご意見をいただくなど、多大なご尽力をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げるしだいでございます。市も3月の議会を控えまして予算のまとめの段階に入っているところでございます。一般会計は270億円ということで最近では減量をしているところでございますけれども、おかげ様で今年もまた財政調整基金を取り崩さず予算の編成が出来そうでございます。市長がいろんな席で申し上げておりますが、5年前に約1千億円ありました借金がこの6年間で100億円ほど減りまして、900億円を切ろうとしております。一方で基金の方は60億円ほど増やしてまいりましたので、財政運営に心がけてきたのかと思っております。900億円という借金は非常に大きなものでありますが、この地方債というのは本来建設的な地方債であり、学校ですとか道路ですとかこれからも皆様に使っていただくものという事の中で借金をさせていただいて、将来の皆様方にもご負担を願っているというような中身でございます。本題の国保会計でございますけれども、58億円余の予算を漸く編成したとゆうのが実態でございます。漸くと申し上げましたのは、先程の会長さんのお話にもございましたけれども、やはり今までの基金を取り崩してやっとなんか合わせるというものが実態でございます。平成18年に税率の統一を行なった以降同じ税率を維持をしてまいりました。これは他の市に比べますと低い税率だろうと思っておりますが、いよいよここ2~3年の単年度収支は赤字になってまいりました。それを基金で穴埋めをしまして、やっとなんか合わせるきたんですけれども、その基金もだんだん枯渇をしてまいりまして、まさにやっとなんか予算を組んだのかなと思えます。このまま行きますと23年度も何かあれば破綻してまいりますし、24年度の予算もこのままでは組めないというような状況になってまいりまして、先程会長さんもお話をさせていただきましてけれども、やはりここは税率を改正させていただいて、少し値上げをさせていただかないと無理なのかなとこんな思いをいたしているところでござい

ます。今のような経済の状況の中で国保の加入者の皆様方には大変なご苦勞をお掛けするという事で本当に申し訳ない気もするわけですが、国保財政の健全な維持をしていくためにはやむを得ないことかなということでご理解をいただきたいなどこんな思いもするわけでございます。まさに国民健康保険というのは国民皆保険の基礎でございまして、国保制度を堅持するために、また、将来にわたって持続可能な安定的な制度を再構築することを目的としまして、現在医療制度の見直しですとか、国保の広域化というようなお話も出ております。しかし、何よりもまずいくら広域化にしましても一番問題なのはやはり財政的な問題でございまして、この辺をきちんとしたクリアをして行かなければいけないのが実態かと思っております。委員の皆様には大変心苦しいまた厳しいご判断、ご意見をいただかなくてはならないということでございますが、是非よろしくお願いを申し上げたいと思います。これからは是非北杜市の国保会計、国保事業の健全化に向けまして、お力添えをいただきますことをお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

副市長退席

(事務局)

- ・それでは議事に入るわけですが、本日の出席者数 20 名になりました。運営協議会規則第 5 条に規定する 2 分の 1 以上の出席であり、定足数に達しておりますことを報告いたします。

つづいて議事に入ります。議長につきましては運営協議会規則第 3 条の規定により会長をお願いいたします。

4. 議事

(議長)

- ・規則により会長の私が議長を務めさせていただきます。議事に入る前に会議録署名委員を指名します。4 番高橋勝彦委員、5 番浅川力委員、6 番小原つや子委員以上 3 名を会議録署名委員として指名いたします。

それでは、平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込み及び平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について一括で事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ご苦勞様です。それでは、議事の 1 番平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込み、及び関連します議事の 2 番平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

先般郵送にてお送りしました資料を 1 枚まくっていただき、1 ページを御覧下さい。国民健康保険事業収支決算状況及び見込みの歳入表になります。今回からの資料として

それぞれの歳入歳出区分に簡単な説明を付け加えさせていただきました。これにより全体の字が小さくなってしまい申し訳ございませんがどうかご了承いただきたいと思っております。また、既に郵送させていただいております資料であることから、内容は御覧いただいていると思っておりますので、細かな説明や個々の数字の読み上げについては省略させていただきます。

では歳入のまずは保険税についてですが、一般・退職分を合わせた合計が、22年度見込みで13億5千2百7千円、23年度見込みが13億6千8百79万8千円です。こちらの見込みについてですが、補正予算及び当初予算作成時の時点において、12月末現在の調定額、現年分を13億6千4百万円、収納率を92.23%で見込み、過年度滞納分の調定を3億7千3百万円、収納率を18.25%と見込んで計算した金額であります。また、23年度見込みについては、現在のところ保険税の算定基礎の一つ「所得割」について、昨年の22年中の所得申告が昨日から受付されているところであり、その確定については今年の5月中旬以降であることから、現年（平成21年中）の所得を基本とした調定額に、来年度制度改正が予定されております国保税の課税限度額引き上げによる増収分を見込んだ数字として13億6千8百万余となっております。税率改正後の調定額ではございません。

続いて国庫支出金についてですが、22年度算見込みが合計で13億1千6百30万円、この中で療養給付費負担金、普通調整交付金が前年比で減額となっておりますが、歳出の後期高齢者納付金や老人医療拠出金の減によるものが大きく影響してきています。また、介護従事者処遇改善臨時交付金については、平成22年度は平成21年度の1/2が補助額となっております。出産育児一時金は出産児数の実績によるものの交付ですが、国より当初内示額として交付決定されており、実際の数よりは多目となっております、その分は翌年度返納金として国へ返還します。23年度については今年度の実績を基本に考えますが、算定基準となる療養給付費、介護納付金等の歳出の増加見込みによるものとして算出しているため平成22年度決算見込み比で1億9千4百万余の増額15億1千90万5千円の見込みとなっております。

次に療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者の保険給付費等に左右されることとなります。22年度の4億5百29万5千円のうち、現年度分として3億9千4百58万4千円また過年度（平成21年度）の療養給付費確定による清算追加交付分として1千71万1千円となっております。また23年度の2億7千9百98万1千円の見込みとしましては退職被保険者数や保険給付の推移から見込んだ数字であり、過年度交付分は現在のところでは見込めないところですので含まれない数となっております。

前期高齢者交付金は、65～74才の保険加入者の医療費の不均衡や加入者割合により、国が定めた算定率、伸び率等から決定されます。22年度は確定額であり、23年度については現年の算定率等を置き換えて見込んだ額となっております。

県支出金については、高額共同事業負担金、特定検診等負担金の交付基準、交付率は国庫支出金と変わりありませんが、県の特定健診等負担金は実績交付となりますので

国の概算交付との歳入額は違ってきます。老人医療費対策補助金は、対象である県単独事業の老人医療費が約 3 千万円の歳出増加によるものとなっています。23 年度については、過年度の給付状況の伸びから見込んであります。

共同事業交付金については、高額医療拠出金、財政安定化事業拠出金などの一定額を超えるような高額な医療費の支出に比例し県の国保連合会より交付されます。22 年度は確定の額、23 年度は前々年、前年の拠出状況からの見込であります。

繰入金については、それぞれ国で定められた保険基盤安定、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援等を基準に基づき繰り入れております。また、老人医療費対策事業費と乳幼児医療費等対策事業については、県単独制度の医療費自己負担の窓口無料化による国保財政への波及分として実績額を繰り入れます。22 年度は 21 年度の窓口無料化波及分の繰入額が不足していたため、不足分として 1 千 6 百万ほど今年度繰り入れております。23 年度については 22 年度実績より見込んだ数字となっております。

その他の繰入金にして 22 年度に 3 千万円見込んでおりますが、これは国が示す繰り入れ基準の国保事業の事務費にかかる分として今年度より実績分を繰り入れるものです。また、財政調整基金は保険税、国県補助、交付金などで賄えない歳入の不足分を 22 年度 2 億 5 千万円、23 年度 1 億 4 千万円取り崩して歳入不足を補う見込みとなっております。

その他、繰越金 22 年度 1 億 7 千 2 百 92 万 8 千円、23 年度 8 千 3 百 72 万 1 千円。諸収入 22 年度 9 百 20 万 9 千円、23 年度 6 万 4 千円。歳入合計 22 年度 56 億 6 千 1 百 84 万 9 千円、23 年度 58 億 3 千 3 百 88 万 4 千円となっております。

つづいて歳出になります。次の 2 ページを御覧下さい。保険給付費の療養諸費についてですが、大きなところで、一般・退職の療養給付費になります。このうち 22 年度の一般療養給付費について 11 月診療分までの支払状況が 21 億 9 千 7 百万円、残り 2 月までの 3 ヶ月分の支払を 1 ヶ月あたり約 2 億 5 千 2 百万円で見込んでおります。(全体で 29 億 5 千 4 百万です。)退職分が同じく 11 月診療分までの支払が約 2 億 3 千万円、残り 3 ヶ月分の支払を 1 ヶ月あたり約 2 千 7 百万円で見込んでいます。(全体で 3 億 1 千 1 百万です。)併せて 32 億 6 千 5 百万円の見込みとなっております。

次に 22 年度の高額療養費の一般・退職分です。22 年度の一般高額療養費が 11 月診療分までの支払状況が約 2 億 6 千 5 百万円残り 2 ヶ月分を 6 千 3 百万の支払を見込んでおり、退職分が同じく 11 月診療分までの支払が約 3 千 5 百万、残り 2 ヶ月分を約 8 百万円で見込んでおります。合計で 3 億 7 千 1 百 71 万 7 千円となっております。

22 年度出産育児一時金については 58 件支給見込みと事務費手数料、葬祭費については、106 件の見込みとなっております。

23 年度の保険給付費(療養諸費、高額療養費等)の見込みにつきましては、過去 3 年間の給付実績から全体、個人ごとの伸び率、また被保険者数の推移を基に計上してあります。

以上保険給付費の計として、22 年度見込み 37 億 1 千 6 百 16 万 2 千円、23 年度見込み 38 億 5 千 3 百 99 万 8 千円となっております。

つづいて後期高齢者支援金、前期高齢者納付金になります。22年度は社会保険支払基金より確定された金額が示されており、概算払いでの支払いとなっており、前々年の確定清算により金額が左右されます。調整率、伸び率等は社会保険支払基金が年度途中での決定となるためこれらについては年度途中での拠出額に大きく変動があります。そのようなことから、23年度の予算額は22年の概算調整の数字により計算してあります。

老人保健拠出金は制度移行の過誤納精算分ということから、件数も大きく減少することにより歳出も減額されてきております。

つぎに介護納付金ですが、介護保険のサービス提供分として社会保険支払基金を通して全国の介護保険の保険者に交付されるものであり、後期高齢者支援金と同様、社会保険支払基金概算払いでの支払いとなっており、前々年の確定清算により金額が左右されます。調整率、伸び率等は社会保険支払基金が年度途中での決定となるためこれらについては年度途中での拠出額に大きく変動があります。そのようなことから、23年度の予算額は22年の概算調整の数字により計算してあります。

共同事業拠出金は1件あたりの診療報酬が30万円以上のものが該当となり、歳入の高額共同事業交付金に充てる市町村の拠出分として歳出しています。これらも高齢化、医療の高度化、病気の多様化により大きく左右される拠出金であり22年度については確定額、23年度については過去3年間の給付状況、伸び率を参考とした金額となっております。

次に、保健事業費ですが、22年度の見込みが6千6百59万9千円であり、前年度比9百62万ほど増となっておりますが、これは特定健診における詳細項目の追加に4百万、委託機関からの請求事務にかかるデータ移行手数料が新たに2百万円発生したことによるものと、健診の基本料の増額による影響額が2百70万円等によるものが大きな要因となっております。

下から2行目の予備費については、来年度から開始される診療報酬明細書等の電子化に伴う各保険者の分担金として1月に歳出が発生したものであり、予備費を1千1百65万7千円充当して歳出しました。これについては、全額国の特別調整交付金として交付されるものです。

以上歳出合計22年度55億7千8百12万9千円、23年度58億3千3百88万4千円となります。

決算見込みと予算案ベースでの22年度と23年度の比較にはなりますが約2億5千5百万の増額となっております。この内容としては予備費の5千万を除きますと、保険給付費が1億3千万円、この保険給付費増に伴う高額、保険財政安定化などの拠出金の増が4千3百万、また、前々年の確定清算により金額が左右される後期高齢者支援金が4千5百万の増の見込みとなっていることが大きな要因といえます。

以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長)

・平成22年度の決算見込み、平成23年度の予算案について事務局より説明が終り

ました。委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(委員)

- ・歳入歳出の23年度の差が0になっていますが、暫定的にどの位の率で税率を上げるという問題もあると思います。以前にも1度検討をしたことがありますが、その後補助金が意外と交付されたということで、値上げしなくて現在にいたっています。次の議案になるかも知れませんが4ページのスケジュール案、これを今一緒に話をさせていただくとどうゆう意味で税が上がるかの説明になるのでお願いしたい。

(事務局)

- ・それでは4ページのスケジュール表をご覧いただきたいのですが、平成23年1月の時点におきましては2億2千3百72万円が不足であるという試算が出ております。これを全て税収で補うとすれば急激な増税となってしまいますので、そうならないために保険財政調整基金を取り崩しての税率の改正を考えました。国の示す保険財政調整基金の保有額の目安としては、過去3年間の保険給付費の平均の5%程度とされており、北杜市の場合は1億8千万円ほどとなりますが、この1億8千万円を確保した中で、平成23年度基金4千万円、平成24年度4千万円を取り崩しながら税率の急激な上昇を抑制して、1億8千3百72万円を税収で確保していきたいという表になっております。経済状況の悪化などによる市民生活の状況も踏まえて、値上げ幅につきましては、出来るだけ少なくならなくてははいけないと思っており、この表はそれを踏まえたスケジュール表になっております。

(事務局)

- ・繰り返しになりますが、このスケジュール表の中で、課長が説明しましたとおり現段階では2億2千3百万余の不足があるということですが、その下に基金残高2億6千万円と書かれてあります。先程のリーダーからの説明の中で2億5千万円崩した基金の残額が現段階では2億6千万円ということでありまして。それで基金の必要額の5%の1億8千万円はどうしても保有しておきたいという金額です。その1億8千万円と2億6千万円の差額が8千万円になります。その8千万円を4千万円ずつ24年度まで取り崩しながら、急激な税率の増加を抑制していきたいという事でありまして。

(委員)

- ・これですと平成27年度も基金を取り崩すおそれもあるということで、平成25年も上げた時点でまた4千万円取り崩さなければならないというおそれも出てくることから税率が三度上がるという可能性もないわけではないですね。

(事務局)

- ・現在ところ今回の改正後は平成25年度改正を見込んでおります。以前ですと改正後3年間は税率改正なしで通れたということも聞いたことがありますが、現在の国保財政の運営状況からすると、極めて不安定であり長期的な見通しを立てられないことから2年後の見直しが必要ではないかという事でスケジュール案を提出させていただきました。これが25年度以降継続するかという事になると、そのとき

の歳出歳入状況を見ながら検討しなければならないと思います。また、他市の状況をうかがいますと2~3年をみた中で税率改正をしたところ思ったほどの税収が確保出来ないことから、単年度での税率を見直さなければならないという話しも聞いております。

(委員)

- ・関連した質問ですが、23年度で改正して25年度でも改正をお願いすることがあるかもしれないということだと思いますけども、表を見させていただいた中で、だいたい一人当たり年間1万円ほど今度の改正案では上がるということですが、25年度も同じような金額で上がるとなると、2億4千万円ほど出ている一般会計へこれ以上の繰入はお願いできないのかをお聞きしたい。

(事務局)

- ・まずこのスケジュールの中で、背景には平成20年に創設された後期高齢者医療制度が、平成25年度若しくは26年度に後期高齢者が国保へ戻ってくるという動きがあります。少なからず23年度からの2年は今回の改正率でいきたいのが我々の思いではありますが、先程リーダーからの話がありましたが、県下でも21年度に改正し22年度でも改正をしなければならない市があることからすると、長期で見込むことが今の時代背景の中では非常に難しいということは皆さん感じていただいていると思います。そんなことから、この推計が5年もたせますというようなことはなかなか言いづらい部分があります。基金も1億8千万円をベースにして、それから不足額をそこで補いながら当面2年間はこれでいきたいという思いです。しかし、実際には来年診療報酬がどんどん上がってくることになると、こういう話しをしていてもまたこの協議会の中で委員の皆様を煩わせていかななくてはならないケースも無きにしもあらずですが、今のところはとにかく2年の流れでいきたいと考えております。それから、全国的にも県下でもそうですが、都市部の方が医療費は高くなっております。北杜市のような山間地は高齢者率が高いわけですが、高齢者の方からすると農作業などで元気老人が多い、医療費もかかっていますけれども、高齢者率が高い割には医療費がそれほどかかっていない。同じ高齢化率の都市部のほうが医療費がかかっていると思います。適度に体を使っているということだとおもいますが、税率改正により大きな負担にならないようにしていきたいという思いです。それから2億4千万円ほど一般会計から繰入をしており、更にそれ以上の繰入が出来ないのかというご質問ですけれども、今現在北杜市では公平性を保つ意味も含めて法定内の決められたルールの繰入に準じて会計を組んでおります。現在の国保の被保険者が17,000人ほどで、世帯にして9,450世帯です。構成比にしますと35%~45%位になり、半数以上が社会保険も含めて国保以外の方々となります。それを一般会計の方から不足分を繰入れることになれば、国保以外の方たちに負担をしいえなければならない、公平性ということからすると自分達の保険は自分達がまず維持していく原点に立った視点でいくべきであろうと考えています。さきほど歳入の説明があった中で、

保険税に関する収入額が示されましたけれども、だいたい歳入の3割位がひとつの
税収の目安となっております。しかし、北杜市の21年度決算、22年度決算見込み、
23年度見込みの中での金額はだいたい23、4%相当であります。一般的に30%位
までは本来負担するべきところを23、4%に抑えられているというように推移され
ている。いわば法外に高い負担をしている状況とはいきれないのかなという感じ
もしております。緊急時の流行り病的なものが発生した場合については一般会計か
らの繰入の考えなければならないときもないとはいえませんが、出来る限り
法定内の繰入ということが原則であると考えております。

(議長)

・よろしいですか

(委員)

・はい。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

・只今の説明でだいぶ理解は出来たわけですが、今までの話との関連はないん
ですが、2ページの平成22年度の予備費に1千1百65万7千円、平成23年が5
千万円とありますがもう一度そこを説明していただけますか。

(事務局)

・平成23年度からになります、診療報酬明細書が電子化されます。それにともな
って、システムの開発等がされてきておりますが、これに伴う各保険者の分担金が
レセプト総件数の割合により発生したものであり、これにより予備費を充当させて
いただいた内容になります。

(委員)

・分かりました。本当に細かな話しになりますが、収入と支出の部分はそれぞれ押さ
えてこれまでやってきた。しかし、よくよく考えてみると、歳出の部分で肝心なと
ころを抑えていないのではないか、出すことは出したのだけれども、それが正しく
出されていたかどうかこの部分が常々疑問をもっていたところです。つまり、今の
説明のなかではその予備費のお金を使うことによってそれがシャットアウトでき
るということでしょうか。つまり、お年寄りによる例であれば、いくつもの病院で
同じ病名で診療を受け、そのいくつもの病院にそれぞれ医療費が支払われてしまう。
そういうことを防いでいかないとこれは無駄な支出になってくる。また、たいした
金額ではないだろうなと思っていたのだけれども、大阪で生活保護を受けている人
が、多重受診によって得た薬品を数十万円で売って収入を得ているという報道番組
を見た。やはり常々思っていたチェック機能が機能していないのではないか、払うこ
とは払ったが適正に払っているのかの確認のためにこの予備費が使われるのであ

れば多いに使ってもらいたい。

(事務局)

- ・本来保険者はレセプトの点検、審査を行わなければなりません。北杜市でも現在4名のレセプト点検員を雇用しており、国保連合会より送られてきたレセプトを1件1件点検していく中で、多受診や重複受診等の被保険者いた場合には、市の保健師へ訪問指導を促し、適切な医療受診を勧めることは市として当然行なっています。今後これがレセプトの電子化に伴い、より機能的に多受診者の状況が把握できることは大きく期待しているところです。また、予備費については、予算外の支出や給付費等の予算超過の支出に備えるものであり、レセプト点検のチェックに廻すことは本来出来ないものであります。

(議長)

- ・よろしいでしょうか。

(委員)

- ・はい。

議長がその他意見を求める。

(委員)

- ・後期高齢者医療制度のことですがまだ国ではっきり決まっていないと思います。平成25年位の先までは分かりますが、その先については、制度がどうなるかによって状況が変わると思います。私から見るとどうなっているか分からないので、後期高齢者医療制度が変わると、数値としてはどう変わるのか何か分かっていますか。

(事務局)

- ・現在の後期高齢者医療制度が24年度には廃止される、あるいは25年度になるかというところでまだはっきりしていません。今のところは、新たな制度で保険に加入するには年齢で区別せず、被用者保険の被保険者の被扶養者になることができればそちらへの加入、これら以外の方が国保に加入することになるわけですが、国では後期高齢者人口の8割の方が国保に加入するのではないかとみております。北杜市の場合には後期高齢者の方が約8000人ですが、そのうちの8割が国保へ加入する見込みです。また、会計については市の特別会計とは別とするような方向ですがはっきりとはしておりません。

(議長)

- ・これは国でも不透明な部分であり、はっきりとした方向性が示されていないことからそのような内容の説明になりますがよろしいでしょうか。

(委員)

- ・はい。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・歳入の関係で23年度の見込みの保険税は税改正をする前の金額ということで先ほど説明を受けましたが、そうしますと基金のところで1億4千万円となっていてますけれども、先ほどの話しで4千万円は基金の取り崩しをすると1億足りないということですか。それから、毎年8千万円ほど滞納繰越が出るようですがこの滞納整理についてはどのようにしているか、また延滞金、第三者行為の納付金これらは単年度で終わってしまうのか繰越分があるのか、また、歳出の交際費の関係で県からの借入金として2千8百万余返していますがこれはいつまで続くのか、また利子はどの位払っているのかを教えてくださいと思います。

(事務局)

- ・まず1億4千万円の基金の件については、このあと税率改正の議案の際に詳細なご説明をさせていただきますが、税率を上げることによってこの基金繰り入れ分については回避したいと考えております。今回予算上は歳入で基金繰入を考えなければ予算の組み立てができなかったことがあり、基金の回避を見込んだ税率を改正しなお不足が生じる場合に4千万円を繰入れさせていただきたいと思っております。また、諸収入の延滞金、第三者納付金については単年度のものになり、公債費についての返済は平成26年度までであり、これについては県より無償で借り入れておりますので利子は発生しておりません。

(委員)

- ・ありがとうございました。諸収入の延滞金についてと第三者納付金については翌年度に繰り越している分はないのかこの辺を再度伺いたい。それから、歳出の関係で予備費の5千万円、今年度はレセプトの電子化の負担金に充てられた部分があるということですがけれども、来年度は何に使うのかをお聞きしたい。

(事務局)

- ・まず、先ほどのご質問の中で忘れておりました滞納整理の関係ですけれども、今年度設置された収納課において他の市税同様国保税滞納分についても徴収に取り組んでおり、預貯金等の差し押さえも積極的に実施しております。そのようなことから、今年度は前年度を上回る滞納の収納率になると思っております。また、予備費の5千万円につきましては、国保会計上予算外の支出やインフルエンザ等の流行や予期せぬ給付費等の予算超過の支出に備えるものであります。なお、第三者納付金につきましては今まで現年調定、現年収納であり延滞金についても徴収しております。

(委員)

- ・ありがとうございました。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・教えていただきたいのですが、レセプトの明細が個人のところへ届くと思います。高齢者の場合などは10%の負担で医療にかかることが出来ると非常に重複して医療を受けていることが多いと思います。今度システムで管理できれば個々の摘要欄あたりにそういった情報を記入することも良いのではないのでしょうか。また、肥満の方々には指導する事業はあると思うが、高齢者を指導するようなことをするとかなり医療負担の軽減につながると思うが、そのような方針を行政の方で出来るよう市議会議員を巻き込んだ中で指導を図ってもらって何か結果は出ると思う。

(議長)

- ・提案ですね。将来の展望ではないですけども、国保税を挙げなくても対応が行政からまずリーダーシップをとってもらって各種団体を使ってまず雰囲気づくりからやってもらいたいというご意見ですけども。

(事務局)

- ・今のご意見ですけども、一般的に多受診といわれています。この多受診について今まで広報等を通じた中で取り組みは長い間をかけて行なっています。それから医療費通知という事でお知らせもしております。多受診の状況をつかむことで個人の抱える病気に対しての指導はなかなか難しいところもありますが、医療費の抑制の為に多受診対策は今後も取り組むべき課題であると認識しております。またジェネリック医薬品の利用についてもこの協議会の中でお話ししておりますが、そんな呼びかけもしながら保険者としての医療費抑制の努めていくつもりです。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので次の議案に入る。

(議長)

- ・次に3番議案の保険税について事務局からの報告を求めます。

(事務局)

- ・資料の3ページになります。今までにも何度となく見直しということで触れさせていただいた国保税の経緯ですが、合併後からは上がっておらず5年を経過してきた状況であります。20年度の後期高齢者医療制度創設に伴いまして、国保税は医療分、介護分で構成されていたものに、新たに後期高齢者支援金分が加えられました。このときは全体の税率は据え置かれたものの改正であったため、実質の税率は上がってはいないということになっています。国民健康保険税は収入状況に応じた所得割、固定資産所有による資産割、加入者数に応じた均等割、加入世帯に係る平等割の四方式により課税されておりますが、このことにつきましては後ほど担当の方から説明をいたします。近年の北杜市の国民健康保険の財政状況についてですけども、先ほどから説明していますとおり、保険給付費は勿論上がっていることは目に見えているところです。その他に、保険者に義務付けられた特定健康診査における委託料の増加、介護保険制度の給付費増加による納付金の増加などが挙げられます。歳入では被保険者数はほぼ横ばいであるが、所得額に伸びが見られないということか

ら賦課総額も年々減少にあります。それから、右の表になりますが医療費に占める国保税の割合が平成18年度は53.5%、平成21年度は37.7%、平成22年度は36.4%までに低下する見込みであります。北杜市ではこれまで繰越金や財政調整基金を取り崩し歳入不足を補い運営してきましたが、そのような運営の中で単年度収支では平成19年度は66,733千円の黒字でもありましたが、平成20年度は148,070千円、平成21年度は229,167千円の赤字となっております。平成22年度におきましては339,208千円の赤字と大変厳しい財政状況となる見込みであります。このことから、制度改正の影響や財政状況から判断しまして税率の抜本的見直しが必要とされることから、このたび23年度からの国保税を改正するにあたりまして皆さんでこの税率について検討していただきたいと思いました。23年度の実質収支での不足分223,720千円をどう税率改正で補っていくかについては担当の方から説明させていただきます。

- ・国保年金担当の加藤と申します。国保税についてご説明させていただきます。資料の5ページになりますがこれは現行の税率、これに伴う課税額、今回検討していただく改正後の税率、課税額等を表したものであります。その説明の前に国保税についての制度の仕組みを簡単に説明させていただきたいと思えます。別の資料をご覧ください。1番として納税義務者についてとありますがこれは世帯主になります。通常の固定資産税であるとか市民税の違いは個々への課税ではなく、あくまでも世帯主への課税となるところです。仮に世帯主が社会保険であった場合でも納税義務者は世帯主となる決まりとなっております。次に2番として国民健康保険税の算定内容についてですが、国保税は医療分、支援金分、介護分で構成されそれぞれ次の4つの計算の合計で算定されます。まず所得割、これは国保に加入している人の前年の所得に応じて計算されます。世帯主が社会保険の場合は算定に加算されません。資産割については、国保加入者の固定資産税に応じて計算します。均等割これは国保加入者の人数に応じて計算します。平等割これは1世帯あたりの額として課税されます。次に3番としては、平成22年度の税率及び限度額を表しています。国保税は医療分、支援均分、介護分の3本柱となっております、それぞれ4つの計算方法で求めますが、ご覧のとおり全てばらばらとなっており、12の税率があるイメージになります。医療分の所得割は4.6%、支援金分は1.5%、介護分は0.9%、資産割について医療分は29%、支援金分は9%、介護分は6.9%、均等割については定額税率になっており、医療分19,300円、支援金分7,200円、介護分7,500円、平等割も定額税率になっており、医療分22,500円、支援金分6,000円、介護分4,500円となっております。この医療分、支援金分、介護分をそれぞれ合計したものがその世帯の年税額になります。また、一番下に限度額というものがあります。所得部分について、不動産売却等による一時的な所得の上昇などに対して青天井に税金が上昇するのではなく、あくまで限度額までとなっております。それぞれ医療分50万円、支援金分13万円、介護分10万円となっており国保税の最高額として73万円が現状となっております。この限度額については来年度改正が予定されており、右

に記載がありますが、医療分 51 万円、支援金分 14 万円、介護分 12 万円と引き上げられる予定になっております。次に国保税の軽減について説明させていただきます。所得の関係で国保税の負担が難しい方について均等割、平等割は定額だとの説明を先ほどさせていただきましたが、たとえば所得が少なく加入者数が多い世帯についてはかなりの負担をしていかなければなりません。しかし、世帯主と国保加入者の所得を合算して一定額以下であった場合は、均等割と平等割について 7 割、5 割、2 割といった軽減措置が設けられております。具体的な金額については、世帯主（社会保険に加入している世帯主の所得も）含めて 7 割軽減については 33 万円以下、5 割軽減については 33 万円と世帯主を除く被保険者数に 24 万 5 千円を掛けた金額が合計額を下回っている場合、2 割軽減というのは 33 万円に世帯主も含めた被保険者数に 35 万円を掛けた金額が合計額を下回っている場合軽減の対象となります。また、これらとは別に、平成 22 年 4 月に非自発的失業者の国保税軽減措置ということで創設された制度があります。国保税の問題点の一つが前年の所得を基に計算するというので、会社をやめた翌年というのはどうしても税の負担が大きいのとなっていました。倒産や解雇などの会社都合での離職者については、一定の要件を満たすことで前年の所得を 30/100 として国保税を軽減します。場合によっては 7 割、5 割、2 割の軽減を受けられる方もいます。そのような制度もできました。

では、別の資料 5 ページをご覧ください。この資料上から 4 つの表があります。医療分、介護分、支援金分、合計の表となります。それぞれの表の左側に小さな表がありますが、これは基礎数値になります。今回税率改正後の収納見込み収納率を 92% として見込んでおります。では右の表のほうに移りますが、現行の税率は先ほど説明したとおりですが、先ほどと違い平等割半額の欄があります。これは被保険者が後期高齢者医療制度への移行した際に、国保世帯に一人だけ残るような場合の世帯については平等割が半額になるという制度がありまして、それに該当する部分をここに記載してあります。それから、軽減額のところには先ほど説明した 7 割、5 割、2 割の均等割、平等割の軽減額、次の限度額超過欄は先ほどの限度額を超過した部分になります。これを現行で計算した場合、軽減、限度額超過を考慮する前の金額が 11 億 1 千 3 百余、考慮後が 9 億 4 千 4 百余のこれに対して収納見込みとしましては、8 億 4 千 8 百余、医療分に関しての一人当たりの調定額が 55,225 円になっています。これに対して改正案ですが、所得割の税率が 5.7%、資産割 27%、均等割 22,800 円、平等割 23,000 円と検討しています。現行との差額ですが、所得割については 1.1%増、資産割 2%減、均等割 3,500 円増、平等割 500 円増、国保税の課税額は 10 億 7 千 3 百 80 万円、収納率 92%として 9 億 8 千 7 百 89 万 6 千円、一人当たり 62,817 円で 7,592 円の増額となります。介護分についてですが、これは国保加入者のうち 40~64 歳にあたる方が課税対象となります。世帯数や加入者数についても医療分とは異なっておりましてそれぞれ 5,305 世帯、被保険者数は 7,058 人、現行税率については、所得割 0.9%、資産割 6.9%、均等割 7,500 円、平

等割 4,500 円とのところが、改正案は所得割 1.4%、資産割 6.9%、均等割 8,000 円、平等割 6,000 円、現行との差額が、所得割 0.5%増、資産割は変更なし、均等割 500 円増、平等割 1,500 円増、改正案で求めた一人当たりの調定額が 20,219 円で現行と比較すると 3,967 円の増額となっております。支援金分は基本的な世帯数、被保険者数は医療分と同じになります。現行税率については、所得割 1.5%、資産割 9.0%、均等割 7,200 円、平等割 6,000 円とのところが、改正案は所得割 1.7%、資産割 9.0%、均等割 7,500 円、平等割 6,000 円、現行との差額が、所得割 0.20%増、資産割は変更なし、均等割 300 円増、平等割は変更なし、改正案で求めた一人当たりの調定額が 18,969 円で現行と比較すると 1,127 円の増額となっております。3 つの合計としまして、一人当たりの現行での調定額が 89,320 円、改正案では 102,006 円現行との差が 12,686 円の増額となります。

- ここでもう一つの資料、平成 23 年度税率改正予定調べをご覧ください。あくまでも現段階での参考資料ですが、他市の 23 年度改定予定、また 21 年度一人当たりの調定額、22 年度直近での調定額、前回税率改正年度、基金残高をまとめたものになっております。今のところ 23 年度改正を 3 市が予定しています。調定額について北杜市をみますと、21 年度一人当たりの調定額は 83,280 円で 13 市中 12 番目、22 年度直近では 79,777 円、こちらは全調定額を全被保険者で除した金額になり 13 市中 12 番目、括弧書きの 89,320 円については、医療分、支援金分、介護分の調定額をそれぞれの被保険者数で除したことによる金額の違いになります。これを先ほどの説明の改正案にて計算しますと 23 年度は 90,134 円、括弧数字にすると 102,006 円になります。あえて順位付けしますと 6 番目に位置します。また前回の改正年度の様子ですが、ほとんどが 20 年、21 年には税率改正している中で、北杜市は 18 年度不均一課税を統一後実質値上げの改正は行なってきませんでしたので 4 年を経過していることとなります。以上となります。
- 補足説明になります。5 ページの資料の一番下になりますが、先ほど一人当たり調定額のみのご説明でしたので、全体の目標収納額の増加分の説明をさせていただきます。ここでの現行税率での収納見込み額は 12 億 2 千 5 百 76 万 2 千円ですが、改正案ですと、14 億 1 千 7 百 50 万円になり差引 1 億 9 千 1 百 73 万 8 千円となっております。これはあくまでも目標である 92%の収納率を基にした数字であります。

(議長)

- 保険税改正について事務局より説明が終わりました。委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(委員)

- 92%の残り 8%の未納金はどこに計上されていますか。

(事務局)

- 滞納ということで翌年度へ繰り越されます。

(委員)

- ・それは滞納で5年間続くのですか。

(事務局)

- ・時効というものがありますが、何もしなければ確かに5年間で消えてしまうものです。しかし、今年度設置された収納課により滞納分について力を入れているところですので、確かにその年に必要な収入として100%にはなかなかいかないですけれども、その翌年、翌々年で何とか収納課と連携をして収納するよう努めております。

(委員)

- ・はいわかりました。

(委員)

- ・私は運営協議会の会議の中で、税率改正も含めて総合的に意見を述べさせていただきたいと思いますが、現在日本の平均寿命が延びている背景には、当然国民健康保険それから社会保険という制度があつてのうえだと思っております。今後さらに高齢化が進んできますと当然医療費の増加は間違いない、それにもかかわらず現状では所得が減り収入が伸びない中で国保税の財源、税収の確保には委員の皆さんには重大な課題が背負わされているような気がします。今日国保税の算定の基礎にはいろいろ医療費の支払から含めて、制度そのものが複雑でありまだまだ国、県の補助等に頼らざるをえない財政内容だと思います。この中で今後国の抜本的な制度改正そうしたものも期待していかなくていけないと思います。一般会計からの繰出金の話もありましたが、特別会計であるために国保会計でたらずみは全部一般会計で繰出してやっていくとゆうのは本来の特別会計の筋ではないと思います。従ってなるべく税の負担も上がるかもしれませんが、応分な負担をしていく、これはもう将来にわたって住民のいわば義務だと思います。その中で市長の努力によって上がる部分のカバーをしてやろうとそういう配慮が一部あったとしても、基本的には特別会計は受益者がともに負担して会計を賄っていくというのが本来の特別会計だと私は思います。今日の税率改正の議案も条例改正の議決を得なければならないわけでしょうから、今日もご意見がございましたけれども市議会議員も運営協議会の委員と同様むしろ内容については充分実情を理解していただきたい説明してもよろしいと思います。議会の議決を得なければこの税率改正には至りませんので、議員の皆様にも大きな責任を背負っていただきたいと思います。これらの税率改正はもう一つ県下市町村の状況も見ながら、あまり突出した高い税率だと不満もあるでしょうから、横の並びを見ながら税負担の額も考慮して今日思案も出されていますので、私個人とするとこれは仕方ないと思います。ただその中で先ほど来話題に出ますあまり無駄な医療費の支出でなく適切な診療、診察の指導も必要かと感じます。そういうことで私自身は特別税率改正はやむを得ない現状にある、まだまだ今後これにとどまらないという感じはしております。以上私の個人的な感想になります。

(議長)

- ・コメントはいりませんね。

(委員)

- ・はい

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・健全財政を維持するというところで、案に出された税率そのものをクリアしていないと 23 年度の予算に非常に厳しいものが出てくるということで改正につきましてはやむを得ず賛成をいたします。聞き漏れがあったかもしれませんので一点だけ教えていただきたいと思いますが、医療分の資産割が 2%減っているのですが何か理由があれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・もともと 29%という税率は県下でも高い税率でありました。この資産割があることによって税率が膨大になる方もいらっしゃいまして、所得割、資産割は能力に応じた応能分として位置づけられておりまして、均等割、平等割は全部が負担するものとして応益割とされています。なるべく 1 対 1 とする税率を設定することが望ましいのですが、所得割のほうを今回上げさせていただき 1 対 1 の設定に近づけること必要なことから 2%下げさせていただきました。

(事務局)

- ・今の資産割の関係ですけれども、29%というのは現行では県下でも 2 番目に位置するところで、これが高すぎると懸念されていた部分でした。特にこういう経済背景の中で非常に所得がみなさんかなり減ってきているとゆう状況からしますと、資産はたくさん持っていて、それをお金にするということは通常考えられない。なるべく資産割を下げられる方向にしていきたいという考えがまずありました。それから所得割というのは収入が減った人もあるいはかなり限度額に達する方たちもその所得に応じた率を少し上げることによって資産分を下げる。それが低所得者にある程度配慮する形にもなってくるだろうということから所得割のほうに少し趣をおいて資産割を下げるような配慮の中で税率を定める観点で作業を行ってきました。

(議長)

- ・よろしいですか。

(委員)

- ・はい。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・説明を聞いていくなかでは税率を上げることは個人的にはやむを得ないのかなという感じはしております。ただ未納金の問題で野放しにしておくで5年経過後に欠損処理をして無しになってしまうという話しも聞いているところですが、その中で時効を止めるという方策があるのかどうか、あるとすればどのような方策なのか。それから、未納金の額が年度単位で上がっているのかどうかをお聞きしたい。それから、税率を上げることによって、また未納金が増えていくというような懸念も多々出てくるように思うがその辺をどう考えているかお聞きしたい。

(事務局)

- ・まず時効に関するご質問ですけれども、何もしないでいくと当然5年で時効となってしまうのですが、当然収納課の方でもそれについては対策しております。まず現年分については年に2回文章で催告をしております。納期限が過ぎて一定期間するとまず督促状が出ます。その後未納の場合には文章を送付するとともに自宅を訪問するケースもあります。ただこれでは時効は止まりませんので、やはり差し押さえをするようなことがあります。そのようなことはしております。それから、本人さんと接触が取れたときには文章で納税の約束を交わし、本人に承認をさせて時効を進行させないような方策をしております。

(事務局)

- ・未納金の関係ですが、5年間で自動的に欠損してしまうようなことはしておりません。例えば本人が死亡してしまった場合にその他家族や親族に支払い能力がない場合や換価できる資産等がないことが明らかな場合や生活保護の水準に該当するようなケースの場合は欠損処理しております。

(委員)

- ・滞納をするようなことになると国税だけでなく全ての部分での滞納をする方が多いのではないかと思います。税率を上げることによって尚未納金が増えるような状態は避けるような方策をしっかりとっていかなければと気がします。

(事務局)

- ・税率が上がったことにより、未納金が増えるということは現状からしてもないとは言えません。今年度収納課が設置されたことにより配置人員も増えてことにより、きめ細かな対応が出来ることが一番だと考えます。本当に納めたくても納められない人と納められるのに納めない人との場合、後者の場合はどんどん差し押さえ等していただき、納めたいけれども納められない人の立場にたつて分納相談により分納していただくと、確かに税が上がると未納も増えるということもありますが、そのあたりはきめ細かい対応で未納額を減らしていく努力は連携をとりながら図っていきたいと思っております。

(委員)

- ・引き続きそういった努力は継続して欲しいと思います。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

- ・国保の安定した運営、財政基盤を築くためにはどうしても税を上げなければやっていけないことを痛感しております。今までありました基金も取り崩した中での運営であることは痛感しているところでございますけれども、なるべく療養給付費などの見込み額これについてもしっかりした見込みをしてもらえればかなりの額の減額が出来ると思います。是非その辺はしっかりした見込みをしていただきたい。税についてですが、滞納繰越分今年度末で約 4 億円あるのではないかと、さらに 23 年度の改正後 92%の収納率からすると約 1 億 3 千 7 百万円の滞納繰越が発生すると、合わせると相当な金額になります。どうか滞納繰越分の徴収に努力いただければかなりの歳入に繋がると思います。約 4 億のうち 25%徴収していただければ 1 億円の歳入になるわけですから努力していただきたいと思います。

(事務局)

- ・歳入歳出としての予算、決算見込み額をお示しさせていただきましたが、23 年度については予算ベースになりますから歳入歳出が同額の当初予算ベースという事が今の段階です。何人かの委員さんにもご指摘をいただきましたけれども例えば予備費の 5 千万円というものは不足の事態に備え予算計上しておりますが何もなければ決算で 0 になるかもしれないということもあります。予算ベースでの数字をお示ししての比較となっていることからするとしっかりした見込みをしていかなければならないということですので、次回 5 月くらいを目途にもう一度協議会を開催させていただきたいと思います。今平成 22 年中の確定申告の受付がされています。その 22 年の収入の見込がある程度確定してくるような数字も含めながら、もう少しきっちりした数字でお示しできるのではないかなということで、今回は、あくまでも基本的にこのくらいの金額でいこうとのご相談をさせていただいたということですので、またさらに次の会のときにさらに精査した内容でお示しさせていただきたいということですのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

- ・よろしいでしょうか。

(委員)

- ・はい。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので次の議案に入る。

(議長)

- ・次に 4 番議案のその他について事務局からの報告を求めます。

(事務局)

- ・その他としまして運営協議会において税率の改正の審議を行なっていただい

るということを今後広報等へ掲載し市民にも知っていただきたいと考えています。
また、次回の開催につきまして、4月下旬から5月上旬頃を予定しております。

- ・例年3月20日以降に新年度の被保険者証を発送しておりますが、今年に関しても同時期を予定しております。昨年法律の改正がございまして、被保険者証に臓器移植意思表示欄を設けることが義務付けられました。北杜市の被保険者証につきましてもこれを表示したものの送付となりますのでご報告いたします。

議長が事務局の努力に理解を求め、その他に意見を求めるが意見なし
本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

5. 閉会のことば

(職務代理)

- ・以上をもちまして北杜市国民健康保険運営協議会を閉じたいと思います。ご苦勞様でした。

時刻 午後4時20分